

長崎市農業委員会 令和3年9月総会 議事録

- 1 日 時 令和3年9月29日(水) 14:00 開会
16:05 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(15名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩本 隆 後山 裕義
鳥越 悦子 永岡 亜也子 平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸
森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(4名)
岩永 一也 上川 満治 田平 孝廣 山脇 貞雄
- 6 出席推進委員(0名)
新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席案内せず
- 7 出席職員
【農委事務局】 前田事務長 木下農地係長 川本係長 赤池主事
- 8 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年9月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、9月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って議事を進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は15名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、今月の総会は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、9月22日の運営委員会で協議をいたしまして、総会出席者を議決権のある農業委員のみとする措置を取らせていただきましたことを併せてご報告いたします。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。永岡亜也子委員と峰忠幸委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○永岡委員・峰委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございます。まず、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。本件は、戸町3丁目の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆251㎡について、川原町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が相続により取得したものの、農業者でないため耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、3人で590日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が7,683㎡となり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、9月15日に田平孝廣農業委

員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き1ページをご覧ください。本件は、飯香浦町の〇〇さんが所有する、飯香浦町の農地1筆545㎡について、飯香浦町の〇〇さんが代物弁済により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が相続により農地を取得したものの高齢により耕作管理ができないためであり、譲受人が代物弁済として譲り受けるものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。日吉小中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で728日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が24,666㎡となり、下限面積5,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、9月15日に峰忠幸農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、泉1丁目の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆173㎡について、琴海戸根町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業を行っておらず、譲受人から相談があったためであり、譲受人が自宅隣接地で耕作管理が容易であるためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、1人で197日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が4,293㎡となり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、9月13日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番と2番につきましては関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。1番は、下西山町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、駐車場用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。

続きまして、2番は、1番の〇〇さんの娘である下西山町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地3筆について、駐車場用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。今回の転用の計画は双方の農地を併せて駐車場とする計画となっておりますが、許可申請については、それぞれの農地部分を分けて申請を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。赤い部分が1番の〇〇さんが所有する農地で、青い部分が2番の〇〇さんが所有する農地になります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。赤で囲んだ部分が1番の〇〇さんの農地で、青で囲んだ部分が2番の〇〇さんの農地です。計画する駐車場には1番の〇〇さんの宅地と2番の〇〇さんの宅地を通る必要がありますので、緑色の部分を進入路として整備し、駐車場利用者のための通行を双方が認めることとしております。雨水排水につきましては、砂利舗装のため自然浸透により処理を行い、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。赤い部分が1番の〇〇さんの農地で、青い部分が2番の〇〇さんの農地です。立会につきましては、9月15日に田平孝廣農業委員をお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○平尾議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、許可意見を付して知事に

進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、神奈川県綾瀬市の〇〇さんと愛媛県松山市の〇〇さん外5名が共有で所有する蚊焼町の農地3筆について、〇〇が、宅地造成の目的で申請が出されたものでございます。宅地造成目的の農地転用は、以前は認められておりませんでした。建築条件付販売予定地としての宅地造成が可能となっており、基本的には、建売住宅と同様の考え方で、契約がなされなかった区画につきましては、転用実行者が住宅を建築することが条件となっております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。赤い部分が申請地で、青い部分が併用地となります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、造成の内容といたしましては、8区画の宅地と区域内の新設道路が計画されております。雨水排水につきましては、側溝、溜枳を設置し、道路側溝及び水路に放流する計画で、汚水・生活雑排水は、併用地を利用し公共下水に接続、放流する計画となっております。次が、現地の写真です。立会につきましては、9月9日に田平孝廣農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第3号議案2番についてご説明いたします。議案書は、引き続き4ページをご覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、川原町の〇〇さんが、住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の第3種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。雨水排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、9月15日に田平孝廣農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○森山委員 1番ですが、申請地の他に隣接した土地がずっとあると思えますけれども、そこは転用されているのか、農地ではないのか、その青の部分は申請地ではないんでしょう

う。

○農地係長 中央にある青い部分の併用地につきましては、宅地になっております。

○森山委員 それと、宅地にするということですが、盛土とか、切土とかはそういうことではないのですか。

○農地係長 宅地造成をするに当たって、今回計画されている土地の中で盛土を行うところで、一番高い所が約1.5m位の盛土を計画しています。そして一番低い所で約0.5m位の盛土になるという計画になっております。

○森山委員 それについての詳細図はないんですね。

○農地係長 盛土についての詳細図は、今回はないです。

○森山委員 宅地割りとかも出てないですか。8区画作るということですが。

○農地係長 こちらが、計画平面図になりまして、8区画になります。

○森山委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。先ほど質問がありました、宅地造成の盛土・切土についての設計図はないんですね。

○農地係長 盛土・切土の縦断的な図面は、今回つけていないです。

○議長 やはりできたら、その設計図あたりも今から提出していただくように、切土をどのくらいする、盛土をどのくらいというような。普通、設計図がありますのでね。

○農地係長 今後、切土・盛土がある場合については、縦断的なものでその深さがわかるような図面をつけたいと思います。

○議長 よろしく願います。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案につきましては、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、7番については、鳥越委員の同居の家族が対象の案件となりますので、個別に最後に審議します。それでは、事務局から1番から6番及び8番の議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、飯香浦町の〇〇さんが所有する、茂木町の農地1筆1,170㎡について、三景台町の〇〇さんが、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,324㎡となり、利用につきましては花きの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は9月3日に上川満治農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き5ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆3,962㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆3,962㎡について、10年間の賃貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,561㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は9月13日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町の農地3筆3,493㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆3,493㎡について、5年間の賃貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,493㎡となり、利用につきましては、柑橘類の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は9月14日に平尾政博農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は引き続き6ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆1,406㎡につい

て、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,406㎡について、10年間の賃貸借により、琴海戸根町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,139㎡となり、利用につきましては、花きの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は9月13日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案5番と6番については関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。5番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆2,524㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,524㎡について、20年間の賃貸借により、琴海尾戸町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものです。

続きまして6番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆2,362㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,362㎡について、20年間の賃貸借により、琴海尾戸町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、16,396㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は8月17日に山脇貞雄農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、田手原町の〇〇さんが所有する、田手原町の農地3筆998㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆998㎡について、10年間の使用貸借により、田手原町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,906㎡となり、利用につきましては、花きの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎愛宕小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は8月31日に村田美津枝推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案1番から6番及び8番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

○森山委員 2番ですけれども、私が現地立会いしたわけですが、ちょっと条件が、これ

はどうなのということをお願いをしていたんですけれども、どうでしたかね。写真を見せてもらえますか。これでイチゴを作るということになってはいますが、どうなのかなと判断したものですけれども。現状でも荒れている状態ですので、作っていただけるのはいいことだと思いますが、ちょっと難航するような感じなんですけれども。その辺りどうなんでしょうか。説明をお願いします。

○農地係長 現地を確認した後に公社にすぐ確認を取りまして、私たちが見た時のとおり現地は、3段位の高さがあったかと思うんですけれども、今はまだ中間の所しか、整地、草刈りが済んでいないんですけれども、徐々にこれからやっていくということで、確認は取っております。それで、イチゴについても、作物はイチゴで間違いはないんですか、ということでそこも確認を取りましたが、本人からはイチゴをやるということで、回答があったとお聞きしております。

○森山委員 ちょっと見た状況では難しいんじゃないかと、この写真で見たらこっちは草が払ってはありますが、結局もう一段上の段ともう一段下なんですよ。その辺り具体的な写真は出ないでしょう。

— 写真を少し拡大するが、あまりわからず —

○森山委員 これは、新規就農者だったですか。

○農地係長 いえ、新規ではなく、他の所もあります。もともとの経営面積が4,500㎡ほどありまして、今回の貸借で3,962㎡を足して経営面積合計8,561㎡です。

○議長 経営はやっているんですか。栽培は。

○農地係長 今までは畑で野菜作りをやっておられます。

○議長 新規就農じゃないんですか。

○森山委員 私から見た場合、ちょっと無理と思える状況なんですけど、このような場合どうしたらいいですか。作っていただいた方がいいとは思いますが、このままでいかれてもまた、どうにもならなくなる。

○農地係長 繰り返しになるんですが、現地を見た際に、森山委員がおっしゃる通り、まだ整地がされていないというか、山林に近い部分もありましたので、その辺りがどうなのかというところを確認をとということでしたので、公社を通して再度本人に確認を取っていただいたんですけれども、一度には無理であるが、徐々に整地をしていって作っていくと

いうことで、回答は得ております。

○森山委員 それはわかるんですけども、皆さんは写真でしかわからないですけども、状況は、山の状況になっている所もあるんですよ。それでかなり手がかかる状況なので、公社がどういうふうにして、これを借り受けてあるのか、それがよくわからないですけども。皆さんの意見を集約していただいて、それでよければと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長 もう一度、公社と本人とその経営指導の担当に確認を取って、その状況を報告していただくように、森山委員も「それなら」いうことで安心していただくような方策を取らないといけないでしょうね。それで、公社が、小規模のイチゴを作れるような土地改良をしてくれるのかということもありますのでね。イチゴを作るといっても、平地でないとなかなか作れないですのね。そういうことがありますので、もう一度確認してから報告をしていただくということで、次の会議で報告していただくということでどうですか。

○森山委員 会長も入っていただいて、また、推進委員も入っていただいてもう一回現地を調査していただいて、次回にあげていただくことができますか。

○議長 こういう申請が出ておりますので、申請はできたら認めて、私たちが現地を見せてもらって、色んな関係方面にお願いをしたり、アドバイスをしたりして、できるだけ本人が思っておられるような経営ができるように努力していく、ということはどうでしょう。

○森山委員 わかりました。一応今回はそういうことで通していただいて、後で本人、それから会長などともう一回見て、改善していただくところは改善していただいて作ってもらおうということで、本人も交えて現地で話ができたと思います。

○農地係長 わかりました。それではご本人と日程の調整をさせていただいて、今後、どのような形で農業をやっていくのかということ、現地で話を聞くような機会を作りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長 よろしいですか。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案1番から6番、8番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案1番から6番、8番について、計画相当と認めることに決定いたします。引き続き7番の審議に入りますので、案件に関連のある○委員は一時退席をお願いします。

— 退 席 —

○議長 それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案7番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、牧島町の○○さんが所有する、牧島町の農地3筆1,994㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆1,994㎡について、10年間の賃貸借により、戸石町の○○さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,039㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市水産センターの南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、794番2の写真、次が、850番と850番2の写真になります。現地調査は8月31日に尾崎正孝推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案7番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案7番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案7番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは、引き続き議案の審議をいたしますので、○○委員の復席を認めます。

— ○○委員復席 —

○議長 続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」事務局から議案の説明をお願い

します。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、令和2年10月に中間管理機構へ利用集積した琴海大平町の農地1筆2,170㎡について、使用貸借により琴海形上町の〇〇さんへ配分する計画でございます。使用貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の9年となっております。配分後の経営面積は、4,930㎡となり、今回配分された農地では水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は9月7日に今村秀喜推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、第5号議案2番についてご説明いたします。議案書は、引き続き9ページをご覧ください。本件は、平成30年5月に中間管理機構へ利用集積した大崎町の農地2筆1,466㎡について、使用貸借により大崎町の〇〇さんへ配分する計画でございます。使用貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の6年6カ月となっております。配分後の経営面積は、9,235㎡となり、今回配分された農地ではビワの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが903番1の写真、次が1123番の写真になります。現地調査は9月3日に山崎実男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。表の下のほうに集計をしておりますが、申出件数が7件、合計筆数が18筆、

合計面積が8,779㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、小浦町の〇〇さんが所有する小浦町の農地1筆で、面積は合計で363㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。福田漁港の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月13日に石橋一次農業委員にお願いしております。

続きまして2番は、小浦町の〇〇さんが所有する、小浦町の農地3筆で、面積は合計1,879㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。福田漁港の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月13日に石橋一次農業委員にお願いしております。

続きまして3番は、埼玉県の〇〇さんが所有する、香焼町の農地2筆で、面積は756㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。香焼中学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月15日に田平孝廣農業委員にお願いしております。

続きまして4番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、琴海村松町の農地1筆で、面積は694㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。オーシャンパレスゴルフクラブの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月13日に森山安男農業委員にお願いしております。

続きまして5番は、神浦下大中尾町の〇〇さんが所有する、神浦上大中尾町の農地1筆で、面積は1,771㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。神浦ダムの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月16日に岩永一也農業委員にお願いしております。

続きまして6番は、鳴滝3丁目の〇〇さんが所有する、鳴滝3丁目の農地1筆で、面積は372㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。片淵中学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月14日に岩本隆農業委員にお願いしております。

続きまして7番は園田町の〇〇さんが所有する、園田町の農地9筆で、面積は2,944㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。あぐりの丘いこいの里の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、6枚ほどございます。現地の立会いは、9月13日に岩尾直己推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出等が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がありました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、5件提出されました。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、4件提出されました。合計15件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございました。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、9月10日に開催されました。資料は、5ページと6ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

○議長 続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、長崎市へ提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書について準備を進めているところです。まず、意見書提出までの今後のスケジュールでございますが、2に記載のとおり来月10月の総会で付議事項として意見書の審議をいただき、11月下旬ごろ市長へ意見書を提出する予定としております。詳細が決定し次第、改めてご連絡させていただきます。資料の2ページからが、7月の総会及び8月の運営委員会の際に、内容について各委員の皆さんからいただいたご意見を踏まえた現時点での意見書（案）を事務局で整理したものです。現時点で、今年度は、「担い手への農地利用の集積・集約化について」「遊休農地の発生防止・解消について」「新規参入の促進・担い手の確保について」「実質化された人・農地プランの実現に向けた取組みについて」「有害鳥獣対策について」「基盤整備の推進について」「渇水対策について」「農道の整備について」「農業委員・農地利用最適化推進委員の待遇改善

等について」の9項目について意見を提出することとしております。なお、事前に送付させていただきました資料では、最後の項目の「農業委員・農地利用最適化推進委員の待遇改善等について」は、掲載していませんでしたが、先日開催しました運営委員会の際に追加項目として検討することになったため、事務局で内容の整理ができましたので、今回追加して掲載させていただいております。

それでは、資料の3ページをご覧ください。意見書の総論の部分になります。内容を読み上げさせていただきます。日頃から、長崎市農業委員会の活動に対し、多大なるご理解とご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。さて、長崎市の農業を取り巻く状況は、中山間地が多く、効率的な農業を行うには、地理的に不利であることは元より、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物等への被害に加え、近年では台風や豪雨による風水害も多く発生するなど、厳しい状況が続いております。

そのような状況にあつて、長崎市農業委員会では、長引くコロナ禍により活動の制限がある中でも、各地区において委員同士が助け合い、工夫しながら、農業委員会の重要な業務に位置付けられている農地等利用の最適化の推進に向けた活動を行っています。また、今後は、優良な農地を将来の担い手へ残し、地域の農業振興に寄与するために、実質化された「人・農地プラン」の実現に向けて、農業委員・推進委員が地域での話し合いや、現場活動などにおいて中心的な役割を担うなど、総力を上げて取り組んでいく所存です。そのためには、行政や関係機関の皆様との連携や協働が必要不可欠であると考えております。

長崎市におかれましても、農業の振興に向けた様々な取組みを推進されている中、令和4年度から第2次長崎市農業振興計画 前期計画がスタートします。この計画を実現していくため、農業委員会も農地等利用の最適化の推進活動を積極的に行っていきますので、その支援等について中・長期的な農業施策を見据えた取組みも含めご検討していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

なお、これまでの意見に対する回答について、対応に時間を要している事項も多くみられますので、速やかに対応していただきますよう、併せてお願い申し上げます、としております。この件について、ご意見等があればお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

— 意見等なし —

○農政管理係長 何か、意見等ございましたら、最後にまたご意見をいただきたいと思っておりますのでお願いします。それでは、中身の説明に入らせていただきます。4ページをご覧ください。これから読み上げますが、項目の中で、過去に提出した意見と関連した回答が出されている分については、項目の下にその回答を抜粋して掲載しておりますので検討いただく際の参考にしていただきたいと思います。

1、担い手への農地利用の集積・集約化について、集落における農地の集積・集約化には、担い手となる新規就農者が重要な役割を果たすこととなる。現状では、新規就農者が営農を行うにあたり、団地化されていないほ場を選定していることが少なくないため、次

のことについて対応を図られたい。(1) 新規就農者の団地化されたほ場での営農、新規就農者の営農場所を検討するにあたり、将来的に規模拡大がしやすい団地化されたほ場で営農することを第一とするよう、JA・農地中間管理機構等の関係機関と地域の農業委員、推進委員との情報共有を密にし、連携体制の強化に努めていただきたい。(2) 長崎市における集積・集約化を推進する方策の検討、長崎市のように、利便性が悪く狭小な農地が多い中山間地域において、集約化を実行するには困難であることが多いため、関係機関が一体となって集積・集約化を推進する方策の検討及び体制の強化をお願いしたい。

2、遊休農地の発生防止・解消について、農業者の高齢化・後継者不足、労働力不足、車が進入できないなどの原因により増加する遊休農地が、次第に荒廃化していく現状がある。そして、その所有者が離農し、やむを得ず放置した果樹の実が腐敗化することにより、鳥獣害被害やミカンコミバエなどの病害虫の被害拡大にもつながり、地域の農業振興に深刻な悪影響を及ぼしているため、次のことについて対応を図られたい。(1) 荒廃農地への対応、荒廃農地所有者がやむを得ず放置した農地への対応について、県・市・JA等の関係機関による果樹の伐採・撤去などの手厚い支援をお願いしたい。

3、新規参入の促進・担い手の確保について、農業者の高齢化や後継者不足により、年々、多くの集落で担い手が減少している。農地等利用の最適化を推進するためには、多くの担い手を確保する対策が急務であることから、次のことについて対応を図られたい。(1) 定年退職者等の発掘や女性の農業参入への取組み、定年・早期退職帰農者の発掘や女性の農業への参入を促進するために、JA・長崎市等の関係機関が一体となって、農業は楽しくやりがいがあると思えるように、インパクトのある帰農のPRや、農業者が出荷しやすい直売所の確保などの営農環境を充実していただきたい。(2) 農業に興味を持つ人たちへの定着に向けた取組み、長崎市は人口減少対策として、県内外から移住者を呼び込んでいる。そこで、移住を推進する過程において、農業を目的としていない相談者、特に若年者層に対しても長崎市各地域における農業の魅力を紹介していただきたい。また、農業に興味をもった定住者を対象とした農業研修の確立と、独立までを保障するような施策を検討していただきたい。7ページをご覧ください。(3) 担い手に対する優遇措置の検討、農地等利用の最適化を推進するには、認定農業者や認定新規就農者などの担い手の確保が必要であると認識しているが、担い手になった場合のメリットが少ないので、ワイヤーメッシュ柵の優先配付など優遇措置の検討をお願いしたい。(4) 婚活事業の活性化の検討、労働力不足、安定した所得が確保できないなど、農業者の経営基盤がぜい弱である中、長崎市においては、県やJA等と連携を図りながら、6次産業化やスマート農業の導入など生産性を高める新たな取組みを検討していただいているところであるが、農業者の晩婚化や後継者不足の対策として、JA青年部が取り組んでいる婚活事業がさらに活性化するよう長崎市も協働していただきたい。(5) 対象となる補助制度が少ない中・小農家に向けた補助制度についての検討、現在の国・県・市等の農業に対する補助は経営規模を拡大する大規模農家や新規就農者に向けたものが多いため、対象となる補助制度が少ない中・小農家に向けた手厚い補助制度の創設について検討していただきたい。

4、実質化された人・農地プランの実現に向けた取組みについて、農業委員・推進委員が

中心となり「実質化された人・農地プラン」を実現するために、地域の中で話し合いを重ねるなど積極的な取り組みを行っているが、実現するためには、少なからず土地改良等が必要であるため、次のことについて対応を図られたい。(1)「実質化された人・農地プラン」に特化した補助制度の創設の検討、「実質化された人・農地プラン」に特化した、できるだけ受益者負担の少ない補助制度の創設を検討するなど、関係機関においても実質化された人・農地プランの実現に向けて、最後までしっかり取り組む体制を構築していただきたい。(2)地籍調査の円滑化・迅速化、基盤整備等を計画している集落がいくつかあるが、地籍調査の円滑化・迅速化は避けて通れないので、早急の対応をお願いしたい。(3)「(仮称)営農振興センター」の設立・出資の検討、「人・農地プラン」の進捗に鑑み、農家が求めている営農振興に應えるため、JA・市・県の三位一体で「(仮称)営農振興センター」を設立・出資し、職員を派遣することにより、農業経験のない定年帰農者や後継者に対し、営農指導から農業経営までのノウハウを伝授し、地域に残る農業形態を構築することについて検討していただきたい。

5、有害鳥獣対策について、イノシシ等の被害によって農業に対する意欲をなくす耕作者も多い中、その対策としてワイヤーメッシュ柵の補助(国庫)がなされているが、申請から設置に要する期間が長すぎるため、最短で対応できるような制度の見直しについて国に要望していただきたい。また、長崎市単独の補助についても国と同じレベルの内容とすることについて検討していただきたい。

6、基盤整備の推進について、実質化された「人・農地プラン」の実現に向けて、中山間地が多く狭いほ場が点在している長崎市においては、大規模なほ場整備や小規模な土地改良など、各種基盤整備の実施が必要であるため、次のことについて対応を図られたい。(1)基盤整備を推進する体制の整備、新たな土地改良組合の設立について基準が設けられたことにより、基盤整備に向けての検討が行われている集落のなかには、組合の設立ができない集落もある。また、既存の管理組合においては、高齢化などの影響により運営が難しくなっている状況であるため、それらを補うことのできる全体的な管理が可能な管理組合の設立など、管理体制の構築について早急に検討していただき、基盤整備を推進する体制を整備していただきたい。(2)担当職員の配置と手引きの作成、市内数か所の集落で基盤整備が検討されているが、進捗状況に差が生じている状況である。集落にはそれぞれの問題があり一様に進まないことは理解しているが、基盤整備を進めるためのノウハウがないことも原因の一つである。基盤整備を推進するために、県やJA等の関係機関と連携し、基盤整備候補地ごとに担当職員を配置するような体制づくりや、一般的な基盤整備に向けた取り組みの手引きを作成していただきたい。(3)小規模土地改良事業の補助制度の創設、長崎市は国庫補助採択要件にマッチするような大規模な農地が少ないため、小規模土地改良事業の補助制度の創設について、関係機関が一体となって検討していただきたい。

10 ページをご覧ください。7、渇水対策について、近年の異常気象により、農作物の生育不良や病害虫被害など、これまでにない状況が発生しており農業経営は困難を余儀なくされている。特に渇水対策は喫緊の問題であるため、次のことについて対応を図られたい。

(1)給水施設の建設の検討、一部の地区には、給水施設が設置されているが、全農家が利

用できるものではない。そこで、ダム等の治水施設の活用や高速道路建設に伴う地下水の排水利用など、公的に水源が確保できる箇所から優先的に給水施設の建設を検討していただくなど、水不足解消に向けた対策を早急に検討していただきたい。

8、農道の整備について、農道の維持管理については、生活道路要望書や各総合事務所窓口で随時要望を行っているところではあるが、維持管理が行き届いていないところでは道路まで草木が生い茂り、また、有害鳥獣の被害により土はが崩れ、作業車が何度もパンクするなどの支障が生じているため、適切な維持管理をお願いしたい。

11 ページをご覧ください。こちらが事前の資料に掲載していなかった分なんですけれども、9、農業委員・農地利用最適化推進委員の処遇改善等について、令和3年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、今後、農地利用最適化推進委員等の活動目標日数を年間180日とし、併せて最適化に伴う活動強化月間を年間3月以上設定するなど、委員の活動の定量を把握する方針が国において検討されている。農業委員会の委員は、それぞれの営農を行いながらも、実質化された人・農地プランの実現のための活動や日頃の地域の状況把握に努めているところであるが、今後、ますます委員活動の機会が増加することが予想されるため、次のことについて対応を図られたい。(1) 活動が増加することへの処遇改善、委員それぞれの生活を守るための営農活動を行いながらも、農業委員会の委員として活動する時間を確保しながら日々取り組んでいる中で、委員としての活動の割合がこれまで以上に増大する可能性があり、それに見合った報酬などの待遇改善について検討していただきたい。(2) 農業委員会の予算の確保、令和4年度の国の予算概算要求において、農業委員会に対してタブレットを導入に係る経費を計上するなど農地等利用の適正化を加速化する動きがある中で、農業委員会活動を効率的に行うことができるように、必要な予算を確実に確保していただくとともに、タブレットを活用した活動の推進について長崎市、長崎県、JA等の関係機関においても連携して取り組んでいただきたい。ということで、意見書(案)を整理させていただいているところです。意見書(案)の説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

○松尾委員 意見ではないんですけれども、私の担当地区では、基盤整備を行うようにしているんですけれども、ちょっとまだ、今進んでいない状況なんです。それで、この前8月26日の日に、農協と市の方に来ていただいて、話をしたんですけれども、当地区が中山間地に指定されていないというような話なんです。そういうのは関係あるんでしょうかね、基盤整備について。それで指定されていないから、10haではできないと。最低20haいるというようなことだったんですけれども。

○農政管理係長 詳しい回答になるかわからないんですけれども、基盤整備の要件の中で、中山間地域に指定されている所での面積要件と、とそうでない所の面積要件があるようで、

中山間地域に指定される地区については、本来の基準よりも面積要件が下がるということによって認識はしているんですが、春日地区の詳細については、今、わからないんですけども、そういった要件の違いがあるということで、認識はしております。

○松尾委員 その辺がはっきりしなかったものですから、こちらは、地権者の方は、9割以上は同意されているんですけども、そこまでいってから、全然話が進んでいない状態なんですよ。それで、どういうふうにしていけばいいのかちょっと、農協の方とも話しはしているんですけども、市の方としては、どういうふうな考えであるのか。

○議長 私も話を聞いたんですけども、現在の農地が10haではちょっと足りない。実際、出来高で農地が10haなければいけないということで、現在の農地だけでは、共有する農道、それから工事をした場合に法面が出てきますね、そういった所が出てくると、やはり実測の農地面積が10haには満たないだろうと。だから、それ以上の農地を確保しなくてはならないという話をちょっと聞きました。今現在10haですか。

○松尾委員 春日地区は台帳面での農地が7ha、もう一か所の潮見地区が5haあると思うんですけども、両方を合わせれば10ha以上あるということで、私達は計画していたんですけども、他に山林を開墾して農地になっていない部分が1ha位あるんですよ。それを合わせれば、結構増えると思っているんですけども。そこが一番平たい、条件のいい場所なので。そこがまだ農地になっていない。ミカンを植えてあるんですけども、山林の状態なんです。結構そういう所が、開墾してそのままになっている所が、ミカンを植えています、農地に転用していなかったという所があるんです。そこを含めていけば結構出てくるのではないかと考えているんですけども。

○議長 それと今ここに、事務局長兼部長がいらっしゃいますけれども、市がどこまで本気でやる気があるかと、その打ち込み方もあるんじゃないですかね。

○松尾委員 その辺ができなければ、今度は、小規模なハウス団地にしていくか、そういうことを検討していかないといけないですからね。そうしないと今、入ってくれる予定にしている経営者の方に、ちょっと「待っていてください」という訳にはいけないので、私達も年内にどうか、工事にかかりたいと思って、話を早く進めたいと思っているんですけども、その辺が進んでいないもので、入る予定の人がよそに出ていかないようにしないといけないものですから、できるだけ市も協力していただいて、早く推し進めるように、していただきたいと思っています。

○議長 先程、農地集積計画の中でもずっと森山委員から話がありましたように、やはり優良な農地がないんですよ。これは使われるのかなという所も借りてどうにかしていかないと、という状態になりつつあるんですよ。特に琴海の場合は新規就農者が農協のハウ

スリースでハウスをどんどん建ててきておりますので、琴海の場合も農地が足りないわけなんですよね。高齢者がだんだんやめていってもそれがぼつんぼつんと、一か所に集まったところでやめていければいいんですけども、そこ、あそこ虫食い状態でやめられてもなかなか集積が難しくなってくるので。優良農地をできるだけ早く確保して、規模拡大と新規就農者の皆さんに与えていければという気持ちでいるわけです。ですから、長崎市と農協、農協も話を聞いてみると、やる気はあるんですけども、さっき言いましたようにやはり行政、長崎市と農協がよく話合ってから、検討を一緒になって、指導をしていただいでですね、「こうしたらできるんじゃないか」ということで指導をしていただかないと私達はわからないものですから。

○事務局長 人・農地プランの話の皮切りに、基盤整備についても皆さん各地区でご議論をいただいでいて、その中で今おっしゃられたように、一部については是非やろうということで、話を持ち上げていただいでいることは聞いております。ただ、そういった機運が高まった状況の中で、県と協議をしたりする中で、今、委員が言われたように、「ああ、やはりここはこういう条件があった」ということが、議論の最初ではなくて、中途に出て来てしまったということは大変申し訳ないと思っております。県からもそのような前提条件みたいなものを、市もしっかり同じように認識したうえで、議論を進めていかなければいけないということで、長崎市はもうちょっとしっかりして欲しいという指摘を受けております。いずれにしろ、今、こう大規模な国の補助をもらうタイプの整備でいくのか、それとも国・県の補助をもらうタイプでいくのか、もうちょっと小規模で県は補助しないけれども、というタイプでいくのか、更にもうちょっと小さい、小規模な基盤整備でいくのかというところを、やはりこうそれぞれの条件に合わせて整理をしていかなければいけない。お聞きになられているかどうかわかりませんが、基盤整備は造成工事ではないから、山ばかりあってもなかなかそれは事業としてのせにくいのよ、という話が、各地区の話の中でいろいろ出てきています。正直なところ、年内着工というところが、通常の手続きからすると、それはもうありえないかなと思いますので、今伺った話では、8月に市役所が来て話したということですが、それ以来、長崎市が行って話をしていないのでしたら、個別の地区の話でしたら、もうちょっときちんと顔を出して、ご相談をしていくしかないと思いますので、話を聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○松尾委員 中山間地の指定というのは、いつされているのか、潮見・春日地区は指定されていないということで、そういう指定というのはいつされたのか、その辺りを教えてください。

○農政管理係長 すみません、これも詳しくはわからないんですが、旧何々村とか、今の市町ではなくて、まだ小さい単位の町村があった時に設定されているのが今に残っているみたいで、大体大まかに私が調べたところでは、長崎市の中では、旧合併町は大体中山間地ということになってきているみたいなんですけれども、ずっと昔、前々からそこは中山間地

とそうでない所というのは設定されているようです。今いまということではないかなと思いますけれども、ここは改めて担当に繋いで、先程事務局長が言ったように個別の話の中で、今日いただいた質問についても回答するようにしたいと思います。

○松尾委員 よろしく申し上げます。

○議長 他にございませんか。

○山口（邦）委員 8番の農道の整備について、今日の新聞に8月の大雨が、激甚災害指定ということで、載っていましたね。これは、本県の災害も対象になると。これは、市としては、現地を調べて、被害を受けた所は、整備を行うようにするんですかね。

○事務局長 これはですね、豪雨の後にすぐ市では調査に行っていて、規模によって補助になるかならないかということが分かれるんですけれども、激甚に指定されると補助になった時の事業費の手当が国から手厚くきますというのが、激甚になるかならないかの我々にとっての違いです。ですから、壊れた場所は調査をして、既に復旧の計画や、一部は復旧し終わったりして進めております。

○山口（邦）委員 応急的なことはしているんですね。特に山間地域は、河川が横断する暗渠が詰まって道路の被害が出てきているわけですが、法面とかの修復ですね、そういったものはかなりの予算を伴うと思うんですけれども、そういうものは、今回のこれでは対応できないわけですね。

○事務局長 あくまでも、今回の大雨で崩れた所だけが、災害箇所になりますので、かねてから壊れていた分を今回の激甚災害で手当ができるかということ、それはできません。あと、先程言われた暗渠の閉塞とか、側溝の土をあげるとか、そういった維持管理的なものは、災害復旧では手当がないので、維持管理として別に長崎市の単独費でやっていかなければいけないということです。だから、激甚災害ということで、違いがあるのは、今回の災害で、崩れた所の規模が大きいものを国の補助をもらって修繕をするんですけれども、その修繕するときの国の手当がちょっと手厚くなりますよというのが、激甚になるかならないかの違いです。

○山口（邦）委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。有害鳥獣のワイヤーメッシュのところですが、皆さんがいつも要望をされておりますので、ここに、メッキ、どぶ漬けのワイヤーメッシュの支給ができないか、ということで入れておきましょうか。どうでしょうか。

○事務局長 すみません、横から入って申し訳ないです。どぶ漬けはですね、今年から国の補助事業で導入する分はどぶ漬けになったんですよね。ですけれども、長崎市の単独でする部分はそのままだぶ漬けではないタイプで、支給を今年はやろうかなと思っています。それは何故かという、どぶ漬けにしたら単価が倍近く上がるということで、予算を変えなかったら支給できる数が半分になるということで、痛し痒しのところがあって市の単独分はそのままにしているんですが、現実的にメッキが使われたことがある人がいらっしゃるかわからないんですが、どぶ漬けの方が倍持つよということであれば、倍確保しても意味があるのかなと思っていますけれども、使われたことのある委員はいらっしゃるいませんか。ご存じないですか。もし長年どぶ漬けを使っていて、こうだったよというのを聞ける方がいらっしゃったら、是非ご紹介いただければ大変ありがたいです。よろしく願います。

○井川委員 ワイヤメッシュについては、私も申請をした一人ですが、足掛け3年、丸々2年になってもまだいただけない。ただ、農林振興課からは、今度支給するようになっていすというふうに言われていますけれども、それにしても、足掛け3年ですから、私、田んぼをしているんですが、被害が大きいので、農協とか近隣のホームセンターとかから、柵を買って対応をしているんです。もちろんこの国庫事業のほうは骨が頑丈だから、もしそれをいただければ、それに切り替えてやろうということにしているんですが、予算を取っていただかないと、会長が言われたどぶ漬けの分も含めてですけれどもね。限られた予算の中で順番待ちだと思うんですよ。ですから、速やかに急いで、各農家さんが、農業意欲を失わないためにも早く、数か月程度で支給するということが理想だと思いますので、予算獲得を何とかお願いしたいと思います。

○事務局長 どぶ漬けの要望はいいかなと思います。ただ、ちょっと言い訳をさせていただくと、長く待たれたのは、たぶん国庫補助の分で、支柱も資材を含めて全部提供できるというタイプを待たれていると思うんですけれども、皆さんの要望が、秋口ですかね。被害の聞き取り調査をして、資材の数量を上げて、それを我々は国にあげて、国は翌年度の予算で措置をして、長崎市にお金がきて、翌年度入札にかけて物を買って皆さんに配るとい、少なくとも2年またぎのサイクルに今なっているんですよ。言われているように、前の夜にイノシシが入ってきたのだったら、朝にでも立てたいというのは、人情や道理としてわかるんですけれども、国の補助制度が、そのような組み立てになっているものですから、我々も機会があるごとに、要は国の補助制度で提供したものは、その年度のうちに設置まで終わってもらわないといけないということが、今のルールになっていて、前年度に調査をしてお金を要望して、翌年度にお金がついて、資材を買って皆様にお配りして設置までその年度内に終わってもらわないといけないという国の補助制度の取り扱いがどうしてもそのような形になっているので、もう少し国に対しても、とにかく設置までしなくても、資材を買ってストックで持っておくのも補助で認めてもらえないかというところを国に対してはお願いをしていきたいなと思っています。すみません、今は何ともならな

いところですけども。今後、そういうところも動きとしてやっていきたいと思っております。

○農政管理係長 議長すみません。今のどぶ漬けの分なんですけれども、今いろいろ話がある中で、国の分がどぶ漬け実施済みだという話があったんですけども、ここの5番の文言の下から2番めの「また」以降の分が、「市単独の補助についても、国と同じレベルの内容」ということで記載がある中で、今ご意見があったように具体的に補助についてはどぶ漬け、亜鉛メッキ加工するなど、国と同じレベルで、と具体的に出した方がいいということだと思っていいていいですか。

○議長 その辺りは具体的に明確にしておいた方が、他の委員にもわかりやすいと思うんですよ。皆さんもわかりやすいと思うし、受ける立場としてもわかりやすいんじゃないかなと思います。

○農政管理係長 支柱などは、皆さん認識しているので、ここは「どぶ漬けするなど」ということでいいですか。それで整理します。

○議長 皆さんどうですか。

○井川委員 平成30年に「財源の拡充を要望しており、今後も継続的に強く働きかけてまいりたいと考えています」と市の農林振興課に回答をいただいていますね。だから、こういう答えの出し方というのが、毎回こうでしょうから、進まない。だから何かもう、とにかく進めていただきたい。

○議長 ですから、具体的に「こうしてください」というふうな書き方がいいんじゃないかと思うんですけども。他にございませんか。

○森山委員 そのワイヤーメッシュの件ですけども、どぶ漬けで要望はしていいと思いますけれども、今の方針としては、結局まだ行き渡っていないところもありますし、どぶ漬けではないもので広く予算を使おうということで、対策協議会の方では、今進んでいるんですよね。ただ、どぶ漬けもだんだん検討はするというので、会長がおられますからわかると思うんですけども。それで井川委員が言われる「もう3年越しになる」というのがちょっと意味がわからないんですけども。この事業は大体10年位になるんですけども、大体、4月位から要望は3戸以上で出して、早いもの順でいくんですけども、まあ、最低でも、年度の遅くに出したにしても次の年度には間に合うはずですから、遅くても2年で賄われていると思うんですけども。どうなっているんですかね。

○井川委員 自分のことばかり言うようですが、私ばかりではなくて、私の他にも、農林

振興課から年に2回被害状況調査が、春と秋に実行組合長あてに送ってきているんですね。それで各個人が被害状況を出してくださいということで、まじめな人は出しますし、放って出さない人もいますよ。でも、国庫補助は、3戸以上が対象ですよということもありますので、何とかして交付もらおうということで皆さんと相談して出しますね。ところが正直に言って、森山委員が言われましたけれども、実際あるんですよ。もう2年になるんですけれども、いただいていると、私の場合もそうです。ですから過去にも申請をしまして、地域住民の人達と被害があった所には相当なメッシュをいただきました。設置したんですが、じゃあなぜそこにもらうのということですが、そこには、例えば電気柵で対応していた部分とか、どうしても、イノシシもご機嫌さんで、今まで来ていなかった所にどんどんやってきた所とか、広範囲な部分があって、その後の一部を申請した部分なんですけれども、今言ったように2年経ちますが、来ていません。ですが、返事はいただきました。来年か、よくわかりませんが、するようになっていきますということでした。

○議長 他にございませんか。その意見書の案件で。

○山口（真）会長職代理者 私の方からですけれども、市から回答はいただいているんですが、その回答の実績、あるいは、進捗状態が全然こっちでは理解できない状態ですね。こういうのは、委員会としても随時追及していくべきだろうというふうに思います。言いつ放し、やりつ放しでは、今後は進まないだろうというふうに思いますので、そういった市との協議を設ける場を作って、今後、意見書に対する回答の審議を進めるべきではないかな、というふうに思います。それと、今回の9番ですね、農業委員の待遇改善、これは徹底して県・国に要望していかないと、2日に1回活動しろという、こういう無茶苦茶な活動があるかと思えますよ。今までの報酬が減額されたうえに活動だけをやれというのは、それはおかしいと思う。市議会議員の議員報酬が60万円だったら、60万円の半分位もらわないと、やってられません。生活がかかっているわけですからね、農業委員としての。9番については、もっと強調して、農業会議等でもやっていただきたいというふうに思います。まあ、そういうことです。全体的な流れとしては、よくまとめられているというふうに思いますので、これを参考にまた、内容をもっと煮詰めていって審議を終了してよしとしたいと思っておりますので、皆様方のご意見等も随時いただきたいと思えます。

○農政管理係長 議長すみません。9番の件で、補足で国の動きなんですけど、まだ、予算概算要求の段階ということで、県の農業会議にも聞いたんですけれども、まだ具体的にどうなるかということが分かっていない中で、皆さんの報酬が一番元となるのが、最適化交付金ということで、活動実績と成果実績ということで区分して年額報酬として最後に支給させていただいている部分になるんですが、今、会長職務代理者がおっしゃったように、活動実績というのが、最適化の活動を月に複数回しようがカウントが1ということで、今の交付金の制度設計が、活動実績よりも成果実績という方にウエイトが置かれているとい

うのが現状なんです。ですが、今回活動を定量化するという検討をするに当たって、国の方でも成果の実績よりも、活動実績の方にウエイトをシフトしようとするような動きも出ています。要はまだ、具体的にはわからないんですけども、簡単に言うと10回した分で月に1となっていた分が、10回なら10回ということで内々で検討をされているような形で、具体的にまだそのところが、県の方にも情報が来ていないので、今後こういう動きになった時には、各市町に情報を投げていただいて、それに対する意見等を収集して、国の方にも要望をしていくということにはなっているようなんですが、流れとしては、成果よりも活動を重視してというような考えにはなっているようです。

○議長 ありがとうございます。おそらく規制改革委員会でこの数字を既にあげておりますので、まあ、ここまではいかないと思いますけれども、やはり活動自体に対する数値目標は結構増えてくると思うんですよね、日数的に。ですから、今係長が言われたような方向で皆さんには理解していただければと思っております。それで、できれば今の活動報告書ですか、もう少し考えて、書きやすいような様式にした方がいいんじゃないかと思うんですけれども。どうですか皆さん。

○農政管理係長 横から入ってすみません。活動報告書も今回の規制改革の分で、今後、保管書類から提出書類という形でちょっと位置づけが変わってくる関係で、これもまだ詳細は来ていないんですけども、一定、活動報告書が統一されるんじゃないかなという話がありますので、そこを注視していきながら、しかるべき時期をもって、活動記録表の改正について考えさせていただきたいと思います。

○議長 それで、9番の2番ですけれども、これは予算化が検討されているところですけども、一つ、事務局体制強化の中で、農林振興課との情報共有をもう少し、できないかなと思うんですよね。農業委員・推進委員が活動するためにも、もう少し情報が共有されて、わかりやすくなって来れば、活動しやすくなるんじゃないかなという気持ちもあるんですけれども。その辺りを検討していただくように考えていただければなと思いますのでよろしくお願いします。

他にございませんか。ないようでしたら、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項2についてご説明いたします。資料の12ページをご覧ください。令和3年度の目標部数は148部となっております。先月の報告以降、増減はありませんが、すみません、現購読部数につきまして、表の一番上の令和3年3月31日分の中止の2件をこれまでの資料で抜けておりました。実際は、先月まで132部ということでお伝えしていたんですが、現購読部数が130部で、目標部数に18部足りない状況になっております。訂正してお詫び申し上げます。

続きまして、その他の事項3についてですが、資料の13ページ及び14ページをご覧ください。こちらにつきましても、先程会長からも話があったように、活動記録カードを国の動きを注視しながら、内容については検討していきたいと思いますが、今後保管資料から提出を求められる資料ということになりますので、書きづらい部分があるかと思いますが、どういう活動をしたかという詳細な部分については、できるだけ記載をいただきたいと思いますが、番号だけ記載してあるカードもありますので、活動した内容を記載していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

○森山委員 意見書中にも出てきましたけれども、ミカンコミバエについてですが、現状どのような防除をしておられるのか、また、どういうふうになっているのか、また今後の見通しとか、また、農業委員あるいは農業委員会でどういうことをすればいいのか、局長がわかっておられるところでお答えいただければと思います。

○事務局長 ミカンコミバエについては、多分JAの方からもそれぞれの農家さんに情報がきているかなと思いますけれども、状況としては、去年は熊本辺りで、結構増えていたんですけれども、今年は長崎で去年の熊本よりはたくさん発見されたということで、ここ2か月位テックス板という、これくらいの四角い、ミカンコミバエを誘引するようなものを染み込ませて、なおかつそこ殺虫成分も塗ってあるということで、それを「トラップ」という罠を仕掛けてそこにミカンコミバエが入るかどうかをチェックしています。それで、ミカンコミバエが入ったところを中心にテックス板をぶら下げていって、それで誘引して死滅させようということなんですけど、まだトラップに若干ですが、かかり続けているという状況があって、当初は道路脇など周辺の木につけていたんですけれども、9月に入ってヘリからの誘引殺虫成分を塗ったものをばっとばら撒いて、それでとにかく終息をさせようと、死滅させてしまおうというのをやっています。ですが、今でもやはりトラップに若干ですが、かかり続けているという状況で、終焉はしていないというのが現状です。皆さんもお聞きになっているかと思いますが、ミカンコミバエがみかんだけではなくて、いろんな果実とか野菜などにも卵を産みます。その卵がたぶん1週間位だったと思いますけれども、短期間で果物の中で大きくなって成虫になってというサイクルで、ずっと続いていく可能性があるんで、農作物で摘果したものとか、放置されているようなものはできるだけ、農地に放置せずにできるだけゴミ袋に入れて口を閉じてゴミとして出していただ

く。そういうようなところをまずは皆さんの周りで対応としてお願いするところかなと思います。防除の話は国・県・市で一所懸命やっていますし、JAさんや、それぞれの農家の方にも、地域によっては協力をお願いされている所もあるかと思うんですけども、現状としては、まだ、終わりがまだ見えていない状況です。

○森山委員 農業委員そして農業委員会としての協力は、どういうふうに協力すればいいと考えておられるのか、その辺りをですね。

○事務局長 大変申し訳なかったのは、今の状況を私もきちんと農業委員会の場で皆さんにきちんとお伝えしなければいけなかったかなと思います。各農業委員さんの地区でも、先程最後に言ったような、摘果したものなどを農地に放置せず、こまめにゴミに出すか、穴を掘ってきちんと埋めてもらう、とりあえずそういったところを農家の方にお話しただければと思います。

○森山委員 わかりました。農協の部会等、ミカン部会辺りでは、生産者に対してテックス板を配って防除してもらっているところもあるんですが、私達の委員会で何をすればいいのかなと思ったものですから、質問をしてみました。

○議長 ありがとうございます。今言われたように今から特にミカンなどが放置されていることが多いです。腐れた廃棄するようなものを畑の隅に放置する可能性がかなりありますので、部会などで、その辺りを話していただければと思います。よろしくお願います。他にございませんか。ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和3年10月、11月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料の15ページをご覧ください。まず10月の行事予定ですが、8日金曜日が、長崎県農業会議常設審議委員会で平尾会長が出席される予定です。18日月曜日が令和3年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会が県の農協会館で開催され、会長と事務局長が出席される予定です。21日木曜日が運営委員会、28日木曜日が、総会に先立って農委だより編集会議、農業者年金加入推進部長会議、その後、農業委員会10月総会を開催する予定です。

次に、11月の予定ですが、10日木曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、22日月曜日が運営委員会、29日月曜日に農委だより編集会議、農業委員会総会を開催する予定としております。行事予定の説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで9月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦勞様でした。